

第一経営

(株) 第一経営相談所
税理士法人 第一経営
社労士法人 第一経営

2022年新年号

No. 175

経営理念

私たちは、お客様とそこに働く人々の
夢と幸せを実現するために行動します。

- ・納税者の権利を守り、中小企業と国民が主人公の税制をめざします。
- ・中小企業の経営の発展と、平和で豊かな地域社会をつくることに貢献します。
- ・中小企業家の多面的な要求解決のために努力します。
- ・私たちは共に成長し、働く喜びを実現します。

Contents

- P2～P3 新年特集「中小企業に大打撃 インボイスで中小企業の負担は増加」
P4 第一経営グループ代表、所長税理士新年の挨拶
P5 社会保険労務士法人第一経営からご挨拶とご報告／事業部情報
P6 税理士法人第一経営代表交代あいさつ／BOOK 私のおすすめ／新春Web講演会案内

謹賀新年

写真の説明は6ページ

／ 中小企業に大打撃！ インボイスで中小企

(1) インボイスとは

インボイス制度の正式名称は、適格請求書等保存方式と言います。消費税の税額は「課税売上－課税仕入」で計算されますが、インボイス制度が実施（2023年10月施行）されると、インボイスのある取引のみが課税仕入れとされます。

そのインボイスは、請求書・領収書等に税務署に登録したナンバーが明示され、消費税額等が明記されたものです。すべての事業者、個人・法人を問いませんが税務署に登録をしてインボイスナンバーが印刷されていないと、取引相手の課税仕入れになるインボイスを発行できません。その登録期限が2023年3月末までになっています。

(2) 免税事業者はインボイスが発行できません

ここで問題になるのが、インボイスの登録できるのが課税事業者に限られていることです。現在、売上が1000万円以下の事業者、また、法人・個人ともに事業開始2期たたない場合一定の条件はありますが、免税事業者になります。免税制度は小規模零細事業者の負担を軽減する目的の優遇政策であると言えます。さらに、消費税を計算するうえで免税事業者が取引から排除されないように帳簿方式の計算で消費税を負担しているかにかかわらず課税仕入れの対象としています。この点が根本から変わり、2023年10月以降、免税事業者はインボイスを発行できませんので課税仕入れの対象になりません。課税事業者との取引は、課税の届出してインボイスを発行するか、負担の交渉をするか、場合によっては商売から排除される可能性も強まります。

(3) 免税事業者は事業者の43%

第一経営の関与法人は1100社余ですが、調べると18%が免税事業者でした。また確定申告の事業・不動産で申告している個人の70%が免税事業者でした。国税庁の公表している統計の資料を確認してもほぼ同じ結果が確認できます。課税事業者で一人親方や内職を使う事業者、ソフトの外注等免税事業者を多く使う事業者だけでなく、日常的に駐車場や事務所家賃、飲食などの交際費等、広範に免税事業者との取引がある環境です。すべての中小零細事業者に消費税の増加が見込まれます。

業の負担は増加

(4) 事務経費の増大

消費税の計算をするために、インボイスが正しいかを確認する必要があります。また、免税事業者の計算について経過措置があり2023年から3年間80%、2026年から3年間50%の計算をすることになりますので、区分して計算をすることになります。そのための事務経費の負担が増大します。

(5) 廃業増加の危険、地域経済への打撃

2019年8月の商工会議所のアンケートでは、免税事業者の7.5%が廃業を検討し、経過措置後、要請があれば等も含めて18.1%が課税事業者を選択するとしています。2021年のインターネットのアンケートでもインボイスについてよく理解できないという回答が多くを占め、取引先からのアンケートや問い合わせでやっと事態を認識している現状です。さらに、現在フリーターやギグワーク、副業などの働き方の多様性を政府が広げようとしています。地域の活性化に取り組む多くの事業にとっても消費税の負担がのしかかるようになります。

(6) 帳簿方式で十分、インボイスは必要ありません

今回のインボイスの導入は複数税率になったことを理由にしていますが、現状十分に帳簿方式で対応できています。また、税務署は、中古車販売や中古建物の販売、古物商など事業者でない個人から購入するような事業には帳簿方式を認めています。どうも課税庁の目的は課税事業者を増やして消費税収を増やしたいという思惑が見えます。やはり、このインボイス制度は撤回してもらうか、少なくとも免税制度を存続するようにすべきです。

インボイス廃止を求める署名を事務所で取り組んでいます。皆様のご協力をお願いします。

大宮事務所所長 税理士 沼田 道孝

代表・所長からご挨拶



株式会社第一経営相談所
代表取締役

あざみ き み お
薊 喜美雄

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

弊社では新たな役員体制を確立致しました。今まで以上にお客様にお役立ち頂けるサービス体制を整備して参りますので、本年もなご一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



熊谷事務所
柿沼 和歌枝

あけましておめでとうございます。国民の健康やくらしは、新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けています。中小企業をとりまく環境はさらに厳しくなると予測されています。熊谷事務所職員一同と中小企業の経営発展のため、奮闘する所存です。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



川口事務所
萩谷 達也

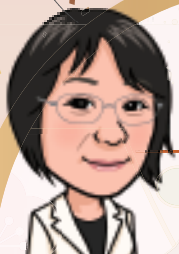
新年明けましておめでとうございます。
WITHコロナの時代、人流の増加に伴う景気回復も見込まれておりますが、まだ先行きは不透明だと予測されています。このような時こそ、お客様に寄り添い、よき相談相手となれるよう所員と一緒に取り組んでまいります。



大宮事務所
沼田 道孝

新年明けましておめでとうございます。

環境問題・コロナ等、人類、世界にとって幾つもの課題を抱えながらの年明けです。視野を広く持って、大きな期待と展望を持ちながら船出をしていく年にしていきたいと思います。



川越事務所
尾崎 伊織

謹んで新年のお祝いを申し上げます。

長引くコロナの影響が様々な業種に及び、お客様の経営は悪化しています。困難な時こそ、お客様の立場にたった適切なアドバイスができるよう頑張っていきたいと思っておりますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。



越谷事務所
島田 君子

新年あけましておめでとうございます。

この一年、多くの業者が一刻も早く元の日常を取り戻したいと、暗中模索の中、自らの努力と工夫の中で頑張ってきました。お客様の税務会計、経営課題をサポート出来る事務所になるよう頑張りたいと思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

社会保険労務士法人第一経営からご挨拶とご報告



代表社員
本部事務所所長
星 弘美

新年あけましておめでとうございます。
昨年4月に中小企業においても同一労働同一賃金の制度が導入されました。今年4月には職場のパワーハラスメント対策が義務化されます。また新しい生活様式の下、会社も働く人も日々、変化や見直しが求められています。
経営者も労働者も力を発揮し、会社の発展につながるよう、引き続き所員と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。本年も、どうぞよろしくお願いいたしします。



熊谷事務所所長
有吉 若菜

明けましておめでとうございます。
人との繋がり方が大きく変わる時代。
会話する事さえ儘ならない今、職場環境もまた、変化しています。
どんな時代にあっても、人との触れ合いの中に企業の発展と働く人々の幸せがある事を願っています。
今年も宜しくお願い致します。

この度、右記新体制を決定致しました。
所員一同さらに精進する所存でございます。
これからも宜しくお願い申し上げます。

本部事務所所長 星 弘美
熊谷事務所所長 有吉 若菜

事業部情報

パワハラ防止対策はお済みですか？

職場におけるパワーハラスメント対策については、改正労働施策総合推進法の施行により、中小企業では今年4月から義務化されます。ハラスメントが企業に与える損失は大きく、働く人の能力が十分に発揮されない状況や、秩序の乱れを生じさせ、裁判で使用者責任を問われるケースもあり、ハラスメントのない職場づくりのための施策が急務となっています。パワハラ指針に沿って解説します。

❖パワハラの定義

- ①優越的な関係を背景とした言動であって
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③労働者の就業環境が害されるもの

❖代表的な行為類型

- ①身体的な攻撃(暴行・傷害)
- ②精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)
- ③人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- ④過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)
- ⑤過小な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)
- ⑥個への侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

※限定列举ではなく、これ以外は問題ないという事ではありません。

❖事業主が講ずべき措置

- ①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ②相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ④併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取扱の禁止等)

※取引先の労働者、フリーランス、求職者等に対する言動においても同じ取組が望まれます。

❖まずは自社のチェック

活用できるツールとして、東京労働局が作成・公開した「自主点検票」があります。細分化した10の措置事項について現在の課題をチェックする事ができます。企業の方針や行為者の懲戒内容を就業規則に盛り込む等、会社として対応すべき事項は多岐にわたります。直前の対策では間に合わない可能性がありますので、今から準備を進めることが大切です。

社会保険労務士 有吉 若菜

税理士法人第一経営 代表交代あいさつ

●退任のごあいさつ

昨年11月に税理士法人第一経営の代表社員を柿沼和歌枝税理士に交代いたしました。

2002年に設立以来代表を20年務めて参りました。これまでの皆様の第一経営へのご厚情に心から感謝するものです。コロナ禍で経済情勢が見通せない中での新代表の船出です。皆様の期待に応え、ともに寄り添えると思いますのでよろしくお願いいたします。

税理士 沼田 道孝
(引き続き大宮事務所所長税理士です)

●就任のごあいさつ

新年、あけましておめでとうございます。

昨年11月に税理士 沼田道孝の後任として 税理士法人第一経営代表社員に就任いたしました。2022年は、いまだコロナ禍が収まらず、厳しい経営環境が続くことが予想されますが、お客様の良きパートナーとして日々研鑽し奮闘する所存です。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

税理士法人第一経営
代表 柿沼 和歌枝



私のおすすめ

この本は将棋のプロ棋士・羽生善治さんが書いた本であり、私が入社から一番お世話になっているトレーナーから薦められて読んだ本である。

「大局観」とは一般には馴染みがない言葉だが、「木を見て森を見ず」という格言は聞いたことがあると思う。これは「部分だけしか見ず、全体を見ていない」という意味で、反対の意味が「大局観」である、と本書に書かれている。若い人は「大局観」がないが、経験を重ねて大局観を身につけていくと大筋で間違っていない選択ができることになる。つまり、大局観というものは長い人生の中で形成されていくものらしい。

その他にもリスクを取らないことは最大のリスクである、反省はするが後悔はしない、など著者・羽生さんの歩んできた人生の中で将棋から学んだことがたくさん書かれており、仕事をしていく上での心構えとしてとても参考になる。皆さんもぜひ一度手に取って読んでみてはいかがでしょうか。

川口事務所 土屋 いずみ



大局観
～自分と闘って負けない心～
羽生善治 著

新春Web講演会案内

(株)第一経営相談所 2022年新春Web講演会

日時 2022年1月20日(木) 17:10開会 18:50閉会

開催形式 ZoomによるWeb方式で開催します(申込時にメールアドレスの登録が必要です。)

*詳細は
折込チラシを
ご確認ください。

編集後記

コロナが落ち着き行動制限も緩和され、街に活気が戻ってまいりました。年末の帰省、新年のご挨拶は出来ましたで

しょうか?令和4年マスクを外して生活することが出来る年になると良いですね
大宮事務所 望月 真由美

表紙写真

新潟県弥彦神社の御神橋「玉ノ橋」

弥彦神社一の鳥居をくぐり左手に見える御神橋「玉ノ橋」は、神様がだけが渡る橋として古くは室町時代(西暦15世紀)の古絵図に描かれており、度重なる災害・大火の難を逃れ現在は霊峰弥彦山の清流御手洗川に修理復元されています。

本部事務所 山中 信一

発行

株式会社 第一経営相談所
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町 1-332

経営本部 総務部
TEL 048(650)0101

表紙の写真募集

担当者(山中・吉田)にご連絡下さい。

ホームページ <https://www.daiichi-keiei.com/>